

# 指定後の各種手続き等について

《目次》

I. 指定後の各種手続きについて

II. 加算を届け出た日と算定開始月について

III. 介護職員等処遇改善加算について

# Ⅰ 指定後の各種手続きについて

変更内容	届出期日	届出方法	具体例
法人情報の変更	変更のあった日から10日以内	電子申請 又は 郵送等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の名称</li><li>・ 法人所在地</li><li>・ 法人代表者など</li></ul>
サービス情報の変更	変更のあった日から10日以内	電子申請 又は 郵送等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所名</li><li>・ 事業所所在地（移転）</li><li>・ 専用区画の変更など</li></ul>
	変更のあった日から10日以内	電子申請 又は 郵送等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理者の変更</li><li>・ 介護支援専門員の変更</li><li>・ 運営規程など</li></ul>
廃止・休止・再開	予定日の1月前 (再開届は再開後10日以内)	電子申請 又は 来庁	変更事項により、 届出方法・必要書類が異なるため、 大阪市HPをご確認ください。

# I 指定後の各種手続きについて

変更内容	届出期日	届出方法	具体例
指定更新手続き	有効期間満了日前に手続き	電子申請 又は 郵送等	有効期間満了日3か月前に、案内を送付します。
介護給付費算定に係る体制等	(事前の届出) 入所系 ⇒ 当月1日 居宅系 ⇒ 前月15日 ※取下げの場合、すみやかに届出ください。	電子申請 又は 郵送等	届出方法・必要書類が異なるため、 大阪市HPをご確認ください。

## II 加算を届け出た日と算定開始月について

サービス	算定開始月
<p>(居宅系) 訪問通所サービス、(福祉用具貸与) 居宅介護支援、介護予防支援 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>毎月 <b>15日以前</b>に届出 ⇒ <b>翌月</b>から算定</p> <p>毎月 <b>16日以後</b>に届出 ⇒ <b>翌々月</b>から算定</p>
<p>(入所系) 短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険施設(特養、老健、医療院)</p>	<p>届出が<b>受理された日の翌月</b>から算定 (※<b>月の初日の場合は、その月</b>から算定)</p>
<p>緊急時訪問看護加算</p>	<p>届出が受理された日から算定</p>

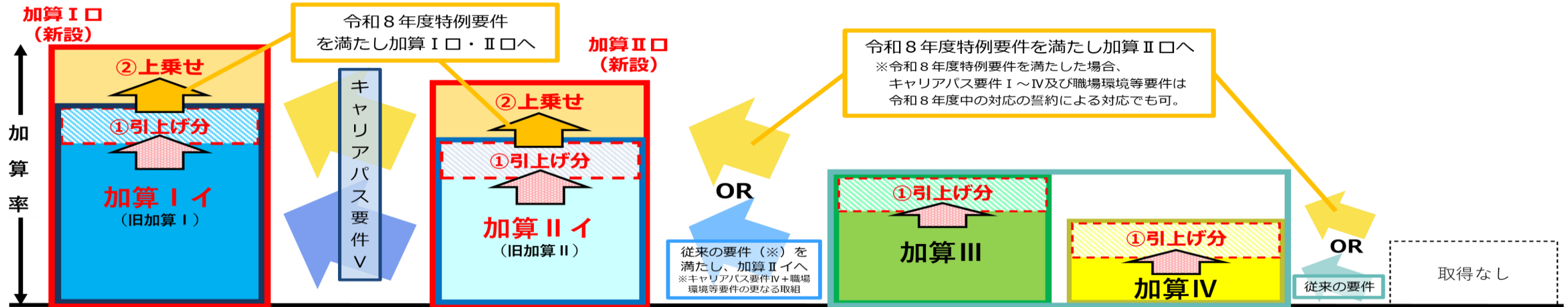
# III 介護職員等処遇改善加算について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、期中改定が実施されました。処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、事業者の事務負担等に配慮し、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅳまでについて、令和8年度特例要件を満たす事業者は、令和8年度中に要件を整備及び賃金改善することを誓約した場合は、令和8年度当初から要件を満たしものとして取り扱うことが可能とされています。

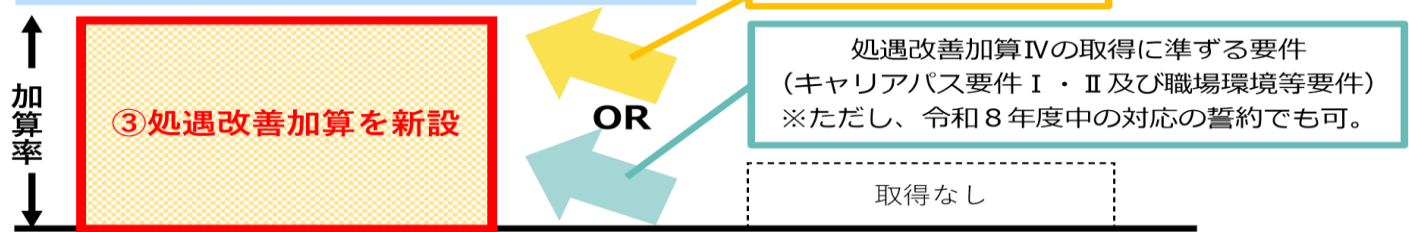
○介護職員等処遇改善加算について

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000248108.html>

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス  
(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。  
 ア) 訪問、通所サービス等  
 →ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告  
 イ) 施設サービス等  
 →生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告  
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。  
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。